

第14号議案

文京区教育委員会会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和3年3月30日

提出者 文京区教育委員会

教育長 加藤 裕一

文京区教育委員会規則第一号

文京区教育委員会会議規則の一部を改正する規則

文京区教育委員会会議規則（平成二十七年三月文京区教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。
第九条中「、又」を「又は」に改める。

第二十二条中「議場に現存する」を「出席している」に改める。

第二十四条第一項中「・記名及び」を「記名又は」に改める。

第二十七条第二項中「署名押印」を「署名又は記名押印を」に改める。

第二十八条第一項中「の文書により」を「を用い」に、「提出」を「提出」に、「・請願者」を「並びに請願者」に、「・氏名・職業及び年齢を記し、押印の上、教育長に提出しなければ」を「及び氏名（法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名）を記載しなければ」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 請願者（法人にあつては、その代表者）は、前項の請願を提出するときは、署名又は記名押印の上、教育長に対しこれを行わなければならない。

第二十九条中「・氏名・請願書の要旨・紹介委員」を「及び氏名、請願書の要旨、紹介委員」に、「及び」を「並びに」に改める。

第三十一条第一項第三号中「議場に」を削る。

第三十四条第二項中「・傍聴人」を「、傍聴人」に、「、その他」を「その他」に改める。

付 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

文京区教育委員会会議規則（平成二十七年教育委員会規則第二号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>○文京区教育委員会会議規則</p> <p>平成二十七年三月二十四日 文教委規則第二号</p> <p>令和三年三月三十日文教委規則第一号</p> <p>第一条～第八条（略）</p> <p>第九条 議事日程に定めた日にその記載事件について、会議を開くことができなかつたとき又は<u>会議が終結しなかつたときは、教育長は改めてその日程を定めなければならない。ただし、同一日程を踏襲する場合は、この限りでない。</u></p> <p>第十条～第二十一条（略）</p> <p>第二十二条 前条の場合において、<u>出席している教育長及び委員は、表決に加らなければならない。</u></p> <p>第二十三条（略）</p> <p>第二十四条 採決の方法は、<u>挙手、記名又は無記名投票の三種とし、教育長が定める。</u></p> <p>2（略）</p> <p>第二十五条～第二十六条（略）</p> <p>第五章 請願</p>	<p>○文京区教育委員会会議規則</p> <p>平成二十七年三月二十四日 文教委規則第二号 新設</p> <p>第一条～第八条（略）</p> <p>第九条 議事日程に定めた日にその記載事件について、会議を開くことができなかつたとき、<u>又会議が終結しなかつたときは、教育長は改めてその日程を定めなければならない。ただし、同一日程を踏襲する場合は、この限りでない。</u></p> <p>第十条～第二十一条（略）</p> <p>第二十二条 前条の場合において、<u>議場に現存する教育長及び委員は、表決に加らなければならない。</u></p> <p>第二十三条（略）</p> <p>第二十四条 採決の方法は、<u>挙手、記名及び無記名投票の三種とし、教育長が定める。</u></p> <p>2（略）</p> <p>第二十五条～第二十六条（略）</p> <p>第五章 請願</p>

第二十七条 教育委員会に請願しようとする者は、委員の紹介により請願書を提出しなければならない。

2 前項の紹介委員は、請願書表紙にこれを表示して署名又は記名押印をすることを要する。

第二十八条 請願は、邦文を用い、請願の要旨、提出の年月日並びに請願者の住所及び氏名（法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名）を記載しなければならない。

2 請願者（法人にあっては、その代表者）は、前項の請願を提出するときは、署名又は記名押印の上、教育長に対しこれを行わなければならない。

削除

第二十九条 教育長は、請願書を受理したときは、請願者の住所及び氏名、請願書の要旨、紹介委員の氏名並びに受理の年月日を記載した請願文書表を作成し、各委員に配布した上で委員会の会議に付さなければならない。

第三十条 （略）

第六章 議事録

第三十一条 議事録には次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 開会・閉会に関する事項
- 二 出席者及び欠席者の氏名

第二十七条 教育委員会に請願しようとする者は、委員の紹介により請願書を提出しなければならない。

2 前項の紹介委員は、請願書表紙にこれを表示して署名押印すること

第二十八条 請願は、邦文の文書により、請願の要旨、提出の年月日、請願者の住所・氏名・職業及び年齢を記し、押印の上、教育長に提出しなければならない。

新設

2 法人の場合は、その代表者がその資格で署名押印しなければならない。

第二十九条 教育長は、請願書を受理したときは、請願者の住所・氏名、請願書の要旨、紹介委員の氏名及び受理の年月日を記載した請願文書表を作成し、各委員に配布した上で委員会の会議に付さなければならない。

第三十条 （略）

第六章 議事録

第三十一条 議事録には次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 開会・閉会に関する事項
- 二 出席者及び欠席者の氏名

<p>三 出席した職員の職氏名</p> <p>四 議題及び議事の概要</p> <p>五 日程以外の議決事項</p> <p>六 教育長報告の要旨</p> <p>七 その他教育長が会議において必要と認めた事項</p> <p>2 (略)</p> <p>第三十二条～第三十三条 (略)</p> <p>第七章 傍聴</p> <p>第三十四条 会議を傍聴しようとする者は、教育長の許可を得なければならぬ。</p> <p>2 傍聴の手続、傍聴人の守るべき事項その他傍聴に關して必要な事項は、別に定める。</p> <p>第三十五条～第三十七条 (略)</p> <p>付 則 (令和三年三月 日文教委規則第 号)</p> <p>この規則は、令和三年四月一日から施行する。</p>	<p>三 <u>議場</u>に出席した職員の職氏名</p> <p>四 議題及び議事の概要</p> <p>五 日程以外の議決事項</p> <p>六 教育長報告の要旨</p> <p>七 その他教育長が会議において必要と認めた事項</p> <p>2 (略)</p> <p>第三十二条～第三十三条 (略)</p> <p>第七章 傍聴</p> <p>第三十四条 会議を傍聴しようとする者は、教育長の許可を得なければならぬ。</p> <p>2 傍聴の手続、傍聴人の守るべき事項、その他傍聴に關して必要な事項は、別に定める。</p> <p>第三十五条～第三十七条 (略)</p> <p>新設</p>
--	--

